

### 3 私立学校の設置認可等に関する 手続きについて

## 私立学校の設置等の認可申請手続きに関する要項

(趣旨)

**第1条** この要項は、私立学校（私立の小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の設置及び収容定員の変更の認可の申請の申請の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置計画の承認申請)

**第2条** 私立学校を設置しようとする者（各種学校が専修学校となる場合における当該専修学校を設置しようとする者を除く。第5条第1項において同じ。）は、学校設置計画承認申請書（様式第1号）により、次表に掲げる期日までに、知事に申請しなければならない。

設置しようとする学校の種類	申請期日
小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校又は高等学校	当該学校を設置しようとする年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月31日
幼稚園、専修学校又は各種学校	開設年度の前々年度の1月31日

2 私立幼稚園を設置しようとする者は、前項の規定による申請をする際に、設置しようとする所在地の市町村長の意見書を添付しなければならない。

(私立学校審議会の意見調整)

**第3条** 知事は、前条第1項に規定する設置計画の承認を行うときは、あらかじめ、私立学校審議会に意見を聴かななければならない。

(施設及び設備の整備)

**第4条** 施設及び設備の整備は、第2条第1項に規定する設置計画の承認を受けた後におこなわなければならない。

2 施設及び設備は、原則として、開設年度（収容定員の変更の場合にあっては、収容定員を変更しようとする年度（以下「収容定員変更年度」という。）の前年度の9月30日までに整備しなければならない。

(設置等に係る認可申請)

**第5条** 私立学校の設置の認可を受けようとする者（第2条第1項に規定する設置計画の承認を受けた者に限る。）は、私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則（昭和38年茨城県規則第5号。以下「細則」という。）に定めるところにより、開設年度の前年度の7月31日までに知事に申請しなければならない。

2 私立学校（専修学校を除く。）の収容定員の変更の認可を受けようとする者は、細則に定めるところにより、収容定員変更年度の前年度の7月31日までに、知事に申請しなければならない。

3 第2条第2項の規定は、私立幼稚園の収容定員変更（収容定員を増加する場合に限る。）の認可の申請に準用する。

付 則

1 この要項は、昭和62年7月1日から適用する。

2 昭和62年6月30日現在において、従前の規定により、私立学校の設置又は収容定員変更の計画の承認申請の申請の手続きがなされているものについては、この要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の適用の日において既に幼稚園の設置又は収容定員の変更（定員増の場合に限る。）の申請がなされているものに係る第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「市町村長の意見書」とあるのは、「市町村の幼児施設設置協議会（当該市町村に幼児施設設置協議会が設置されていない場合は、当該市町村の長並びに当該市町村内に存する他の幼稚園及び民間保育所の設置者）の同意書」とする。

付 則

- 1 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

茨城県知事 殿

申請者 住所（所在地）  
氏名（理事長名） 印

学校（専修学校，各種学校）設置計画承認申請書

この度， 学校（専修学校，各種学校）を設置したいので，関係書類を添えて申請いたします。

- 1 自筆により署名をする場合は，押印を省略することができる。
- 2 不要の文字は，抹消すること。

（添付書類）

- 1 設立趣意書
- 2 設置要項
  - （1）目的
  - （2）名称及び設置者（代表者）
  - （3）位置
  - （4）経費の見積り及び維持の方法
  - （5）開設の時期，収容定員及び学級編成
- 3 学校法人の設立決議録謄本（既設学校法人については，学校設置に係る理事会・評議員会の決議録謄本）
- 4 設置者代表者の権限証明書（様式1）（既設学校法人については，学校法人の登記事項証明書）
- 5 設置者代表者の履歴書，身分証明書（既設学校法人については，理事長の履歴書）
- 6 設置者の資産調書（土地，建物，預金並びにその他重要な財産に関する権利を証明する書類，既設学校法人については，直近の財産目録）
- 7 学校用地の取得方法を記載した書類（様式2）
- 8 学校付近の見取り図
- 9 校地，校舎等の配置図及び平面図（面積積算表を添付すること。）
- 10 校長予定者の履歴書，学校教育法第9条の各号に該当しない者であることを誓約する書面（様式3），教育職員免許状の写し又は同等の資質を有することを証明する書類
- 11 学校設置に要する経費・財源調書（様式4）
- 12 施設設備等関係書類（様式5）
- 13 幼稚園を設置する場合における付属書類
  - （1）設置しようとする市町村内の既設の幼稚園及び保育所の位地を表示した市町村全図
  - （2）設置しようとする市町村の首長の意見書の写
  - （3）設置しようとする市町村の人口及び幼児数等調書（様式6）
- 14 その他知事が必要と認める書類

## 設立代表者の権限証明書

学校法人 学園の設立代表者に（ ）を選任したことを証明する。

(設立発起人)

住所  
氏名 ⑩

住所  
氏名 ⑩

住所  
氏名 ⑩

住所  
氏名 ⑩

(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

※設立発起人の履歴書を添付すること

## 学校用地の取得方法を記載した書類

用途	所在地(市町村, 大字, 地番)	地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者名	取得方法	取得時期

- 1 用途については、学校完成後の予定用途を記入すること（校舎敷地、校庭敷地等）
- 2 各地番ごとの登記所の証明書を添付すること
- 3 取得方法については、「寄付」、「売買」等と記載し、「借用」による場合には、その旨を記載すること。
- 4 取得時期については、既に取得している場合には、取得した実年月日を、これから取得する場合には取得を予定する年月を記載すること。なお、借用を予定している場合には、借地の開始予定年月日を記載すること。
- 5 既に土地を取得又は借用している場合にあつては、土地売買契約書又は土地賃貸借契約書等の謄本を添付すること。



学校設置に要する経費・支払計画調書

単位：千円

区分	取得等年度		年度		年度		開設年度		年度		所要経費 合計	支払計画 (支払時期)	
	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳					
学校	( )	校地 (うち造成費)	取得面積 買取先 ○ 名										
		校舎建設費	校舎	建築面積 構造									
			体育館	建築面積 構造									
			その他施設費	建築面積 構造									
設置		校舎建設費合計											
経費		図書	一般教育図書 冊 専門図書 冊										
		教具	○ 外 ○ 点										
		校具	○ 外 ○ 点										
		備品	○ 外 ○ 点										
		その他	○ 外 ○ 点										
		計											
経常的経費													
合計													

(注) 1. 経常経費は、学校法人会計基準の資金収支計算書の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費の合計額を記入すること。  
 2. 校舎、体育館及びその他の施設費(校舎建築費)に日本私学振興・共済事業団からの借入金を充てる場合には、別添様式5-1を添付すること。  
 3. 特殊な場合を除き、開設年度以降に計上されることはない。



負債償還計画表

様式4-2

表1 要項第2条第2号,第3号,第5条第1号,第2号関係

区分	借入先	当初借入金額	借入年月日	返済期間及び利率	申請前年度末まで(設立申請時)の償還額	申請前年度末(設立申請時)現在の残高	借入金に対する返済計画(元金償還額+利息支出額)					借入金の使途等	
							申請年度	開設年度	年度	年度	年度		年度
申請前年度末の負債残高	日本私学振興・共済事業団	千円	〇年〇月〇日	〇年 % (据置年)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	用途: 抵当:
	〇〇銀行												
	(学校債)												
	小計												
	小計												
合計(A)													
年度末残高(元金+利息)													
帰属収入(B)													
帰属収入に対する負債償還額(元金+利息)の割合 A/B								%	%	%	%	%	%

単位:千円

表2 要項第5条第3号関係

申請前年度	帰属収入(①)	借入金等返済支出(②)	借入金等利息支出(③)	負債償還合計(④)		負債償還率(④/①)	短期借入金への償還額を除く負債償還率 %
				(②+③)	うち短期借入金		

単位:千円

(注) 1 法人全体の負債(申請年度以後に予定している負債,短期借入金等を含む。)についての償還計画を年度毎に記入すること。

2 負債の償還が完了する年度まで欄を追加して作成すること。

3 「借入金に対する返済計画」の項には,元金償還額と利息支出額の合計額を記載すること。

4 「帰属収入に対する負債償還額(元金+利息)の割合」の欄は,小数点第1位(小数点第2位切り捨て)まで記入すること。

5 表2は既設学校法人が新たに学校を新設する場合に記載するものとし,申請前年度決算の帰属収入に占める負債償還額の合計額の割合を求めること。

(様式5)

# 施設設備等調書

## 1 校地

種別	所在地	面積	所有・借用の別	備考
校舎等敷地				
運動場				
		m <sup>2</sup>		
計				

## 2 校舎等

種別	構造	室等名	数	面積	備考
校舎		普通教室		m <sup>2</sup>	
		特別教室			
		事務室			
		職員室			
		室			
		室			
		室			
		便所			大便器 個 ・ 小便器 個
		その他			
		計			
体育館		運動場			
		更衣室			
		室			
		その他			
	計				
講堂		ホール			
		計			
		計			
		計			
合計					





